

# 第3期 奈良市障がい福祉計画

平成 24 年 3 月  
奈良 市

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の概要 .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画策定の趣旨 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	2
4. 計画の期間 .....	4
第2節 計画の基本的な考え方 .....	5
第3節 障害福祉サービス等の概要 .....	6
第4節 奈良市の状況 .....	8
1. 平成23年度人口（男女別） .....	8
2. 身体障害者手帳所持者数の推移 .....	9
3. 療育手帳所持者数の推移 .....	10
4. 精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移 .....	11
<b>第2章 入院・入所者の地域移行支援</b> .....	<b>12</b>
第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	12
第2節 入院中の精神障がい者の地域生活への移行 .....	13
第3節 福祉施設利用者の一般就労への移行 .....	13
<b>第3章 障害福祉サービス見込量とその確保のための方策</b> .....	<b>14</b>
第1節 訪問系サービス及び短期入所 .....	14
1. 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護 .....	14
2. 同行援護 .....	15
3. 短期入所（ショートステイ） .....	16
第2節 日中活動系サービス .....	17
1. 生活介護 .....	17
2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練） .....	18
3. 就労移行支援 .....	20
4. 就労継続支援（A型・B型） .....	21
5. 療養介護 .....	23
第3節 居住系サービス .....	24
1. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム） .....	24
2. 施設入所支援 .....	25
第4節 相談支援 .....	26
1. 相談支援（サービス利用計画作成） .....	26
2. 計画相談支援 .....	26
3. 地域移行支援 .....	27
4. 地域定着支援 .....	27

**第4章 地域生活支援事業見込量とその確保のための方策 ..... 28**

第1節 相談支援事業 .....28  
1. 相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、療育指導事業 .....28  
2. 地域自立支援協議会 .....29  
第2節 成年後見制度利用支援事業 .....30  
第3節 コミュニケーション支援事業 .....31  
第4節 日常生活用具給付事業 .....32  
第5節 移動支援事業 .....33  
第6節 地域活動支援センター事業 .....34  
第7節 その他の事業 .....35  
1. 福祉ホーム事業 .....36  
2. 訪問入浴サービス事業 .....36  
3. 日中一時支援事業 .....37

**第5章 計画の推進 ..... 38**

第1節 計画の策定体制 .....38  
第2節 計画の円滑な実施に向けた取組み .....40  
第3節 計画の進捗管理体制 .....40

**資料編 ..... 41**

第1節 奈良市障がい福祉計画策定委員会 委員名簿 .....41  
第2節 奈良市障がい福祉計画策定委員会設置要領 .....42

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の概要

### 1. 計画策定の背景

#### <国の動向>

#### ●障害者制度改革及び障害者総合支援法等の制定に向けた検討

国では、障害者権利条約の批准に向けた法整備をはじめ、障がい者制度全般の集中的な改革を行うため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障がい者制度改革に向けた検討を進めています。平成22年6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定され、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」について、平成25年4月からの施行をめざすこととしています。

※障害者総合支援法については、平成24年3月31日現在、国会において審議中です。

#### ●障害者自立支援法及び児童福祉法の改正

平成22年12月には、「障害者総合支援法」の実施までの対応として、「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正され、利用者負担・障がい者の範囲の見直し、地域生活支援・相談支援の充実、障がい児支援の強化等が行われました。

#### ●障害者虐待防止法の制定

平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、虐待の通報や自治体による安全確認・保護などが規定され、平成24年10月から施行されることとなっています。

本法律においては、障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障がい者虐待防止センター、都道府県障がい者権利擁護センターとしての機能を果たすこととされています。

#### ●障害者基本法の改正

平成23年8月には、「障害者基本法」が改正され、障がいを機能障がいのみではなく社会的障壁で捉えることや、障がい者差別禁止の規定などが設けられました。その他、地域社会における共生、療育、防犯及び防災、消費者保護などの規定が新設されています。

#### <県の動向>

奈良県では、平成22年3月に作成した「奈良県障害者長期計画2005（後期計画）」（平成22年度～平成26年度までの5年間）に基づき、「①障害のある人の生活の質の向上、②障害のある人の社会参加と就労の促進、③障害のある人の安心の確保」をめざし、障がい者施策を総合的、計画的に推進しています。

## 2. 計画策定の趣旨

奈良市では、障害者基本法に基づき、ノーマライゼーションとリハビリテーションの2つの理念を基本に据えやすさしさとふれあいのあるまちづくりを目指した、「奈良市障がい者福祉基本計画」を平成19年3月に策定し、同時に平成18年4月から新たに施行された障害者自立支援法に定める、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として「第1期奈良市障がい福祉計画」を策定し、これらの計画に基づいて障がい者施策を推進してきました。

「第1期奈良市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく新サービス体系移行期限となる平成23年度の数値目標を設定するとともに、平成18年度から平成20年度までをそこに至るまでの中間段階と位置付け、必要量や必要量を確保するための方策を定めました。

また、平成21年3月には第1期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、平成23年度の数値目標及びサービス見込量を必要な範囲で見直した「第2期奈良市障がい福祉計画」を策定しています。

今回は、現行計画の期間が平成23年度をもって終了することから、新サービス体系移行後の計画として、国・県の動向や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用状況を踏まえ、平成24年度から平成26年度の3カ年の新たな数値目標及びサービス見込量を設定する「第3期奈良市障がい福祉計画」を策定し、更なる障がい福祉施策の充実を図ります。

ただし、計画期間の途中で「障害者総合支援法」が制定された場合、計画の見直しとなる可能性があることから、第3期計画の策定にあたっての基本的な考え方は、第2期計画の考え方を継承するものとします。

## 3. 計画の位置づけ

「奈良市障がい者福祉基本計画」は、障害者基本法第11条に規定する「市町村障害者計画」に位置付けられ、本市における基本的な障がい者施策の目標を掲げ策定しています。

「奈良市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に則して、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めた実施計画として策定しています。

【障害者自立支援法 第88条（市町村障害福祉計画）】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるものとする。

3 市町村障害福祉計画においては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

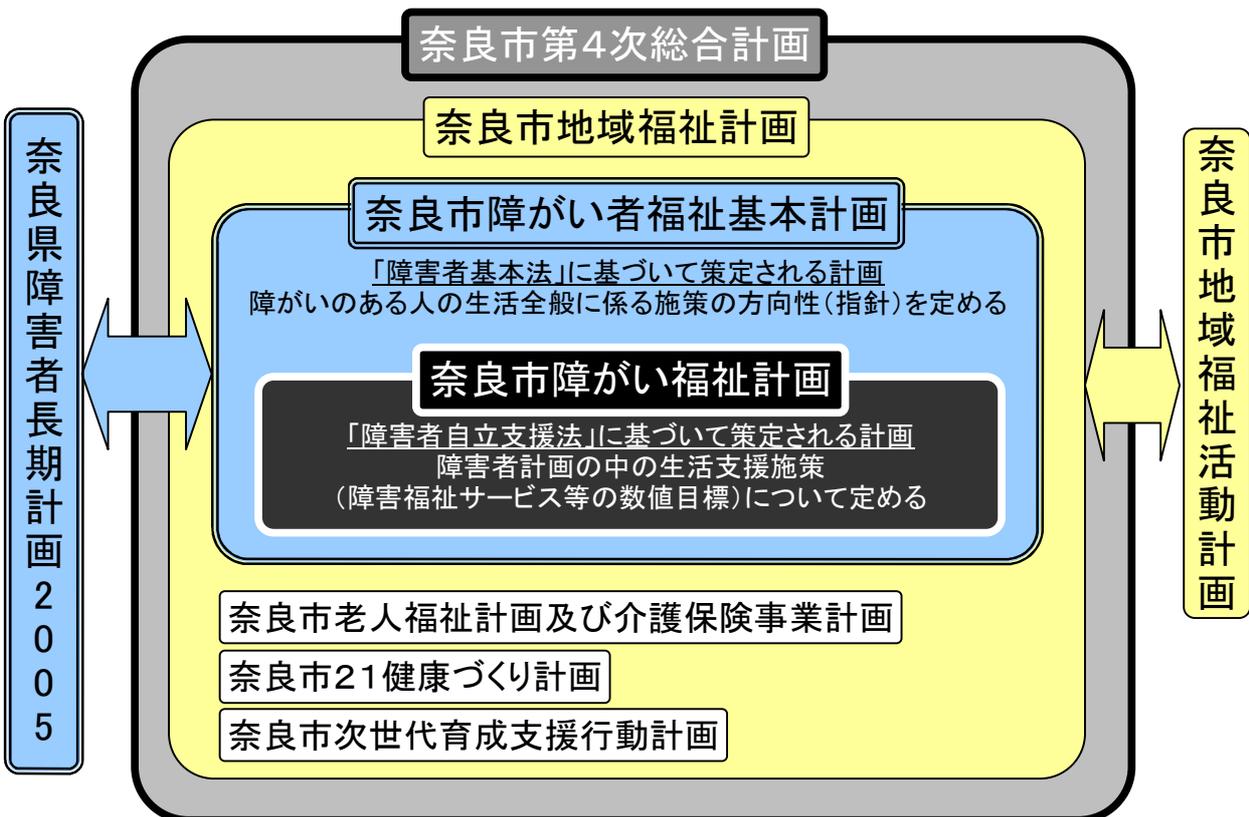
6 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 市町村は、第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会（以下この項及び次条第六項において「自立支援協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

※平成24年4月1日施行

（以下省略）

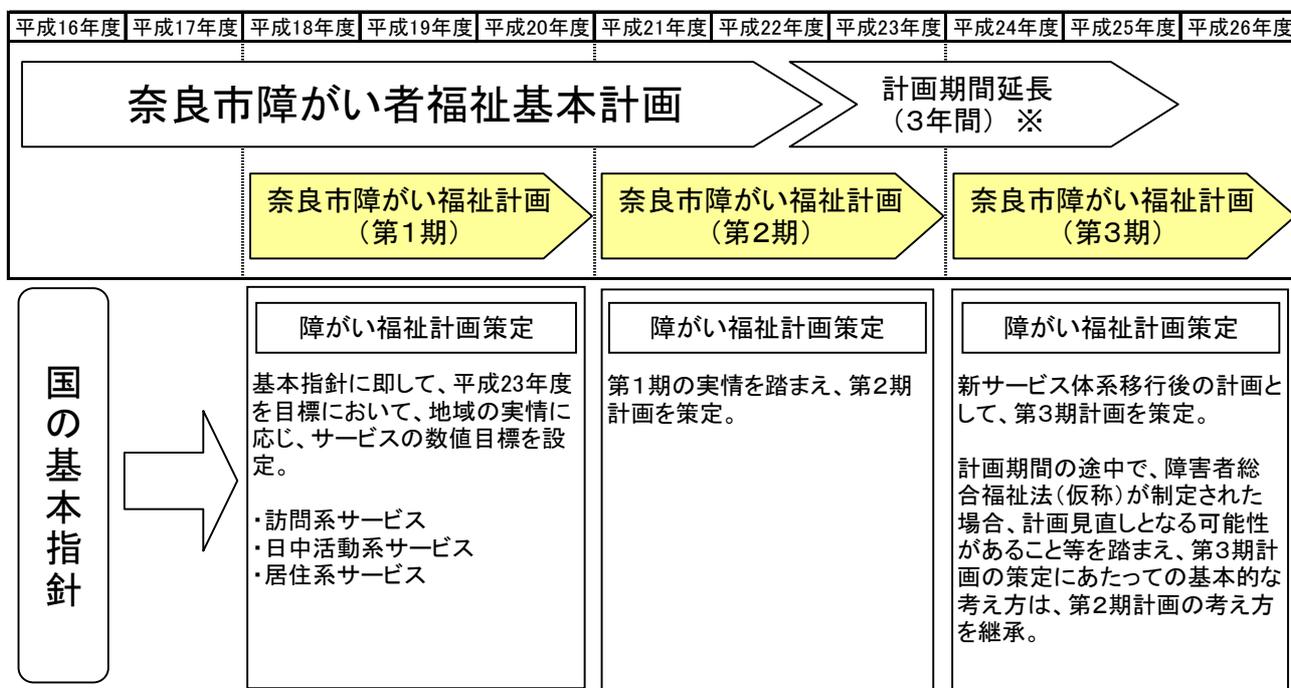
【奈良市障がい福祉計画の位置づけ】



#### 4. 計画の期間

この計画は、旧法施設が新体系の施設への移行期限である平成23年度までの実績を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、次期奈良市障がい者福祉基本計画策定及び障害者総合支援法制定に伴い、必要に応じて見直しを行うものとしてします。



※国の次期障害基本計画策定及び障害者総合支援法制定に合わせ、計画を3年延長。

## 奈良市障がい者福祉基本計画

### <計画期間>

平成16年度～平成25年度（10年間）

### <理念>

#### ノーマライゼーション

すべての人がすべての条件に関わりなく、その人らしく生活できる社会

#### リハビリテーション

人間らしく生きる権利の回復

### <基本的な考え方>

- ・ 障がい者の主体性、自主性の確立
- ・ 全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくり
- ・ 障がいの重度化・重複化及び障がい者の高齢化への対応
- ・ 施策の連携
- ・ 「アジア太平洋障害者の十年」への対応

### <計画の体系>

#### I 啓発・広報の推進

- ・ 市民啓発の推進
- ・ 広報の推進
- ・ 福祉教育の推進

#### II 就労の促進

- ・ 雇用機会の拡大
- ・ 就労への支援

#### III 教育の充実

- ・ 就学前教育の充実
- ・ 学校教育の充実

#### IV 保健・医療の充実

- ・ 発生予防対策の推進
- ・ 早期発見・早期療育体制の確立
- ・ 医療・機能訓練体制の強化

#### V 在宅生活の支援

- ・ 地域福祉体制の確立
- ・ 生活安定のための支援の充実
- ・ 住宅環境の整備
- ・ 福祉サービスの充実

#### VI 福祉のまちづくりの推進

- ・ 行動環境の整備
- ・ 防犯・防災対策の推進

#### VII スポーツ・文化活動の振興

- ・ 教室・大会等への参加促進
- ・ 自主活動の支援

## 奈良市障がい福祉計画

### <理念>

人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現

### <定める内容>

- ①各年度における障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み
- ②障害福祉サービス、相談支援サービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障がい福祉計画は、障がい福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標値）」の設定が中心的な内容となります。

### 第3節 障害福祉サービス等の概要

障害者自立支援法に基づくサービス体系は、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、大きく「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」の4つに分類されます。このうち、「介護給付」の10種類のサービスと「訓練等給付」の4種類のサービスを合わせて「障害福祉サービス」といいます。

「地域生活支援事業」は、市が実施主体となる法定化された事業であり、「相談支援事業」「成年後見制度利用支援制度」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」等があります。

平成22年12月に成立した障害者自立支援法の一部改正法により、「介護給付」の中に、重度の視覚障がい者の移動を支援する同行援護が新サービスとして平成23年10月から創設されました。一方、児童デイサービスについては平成24年4月から児童福祉法に根拠法令が一本化されることとなりました。

また、基幹相談支援センターの設置（地域生活支援事業・任意事業）、指定特定相談支援事業者（地域生活支援事業・必須事業）によるサービス利用計画の作成やサービスの利用状況の一定期間ごとのモニタリング実施、指定一般相談支援事業者による入院・入所者の地域移行・定着支援など、よりきめ細かな相談支援体制となります。

改正された障害者自立支援法の主な内容は次のとおりです。第3期計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

#### 障害者自立支援法改正のポイント

##### 利用者負担の見直し（平成24年4月1日までの政令で定める日から施行）

- ⇨利用者負担について、応能負担を原則に
- ⇨障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

##### 障がい者の範囲の見直し（平成22年12月10日施行）

- ⇨発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化

##### 相談支援の充実（平成24年4月1日施行）

- ⇨相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- ⇨支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

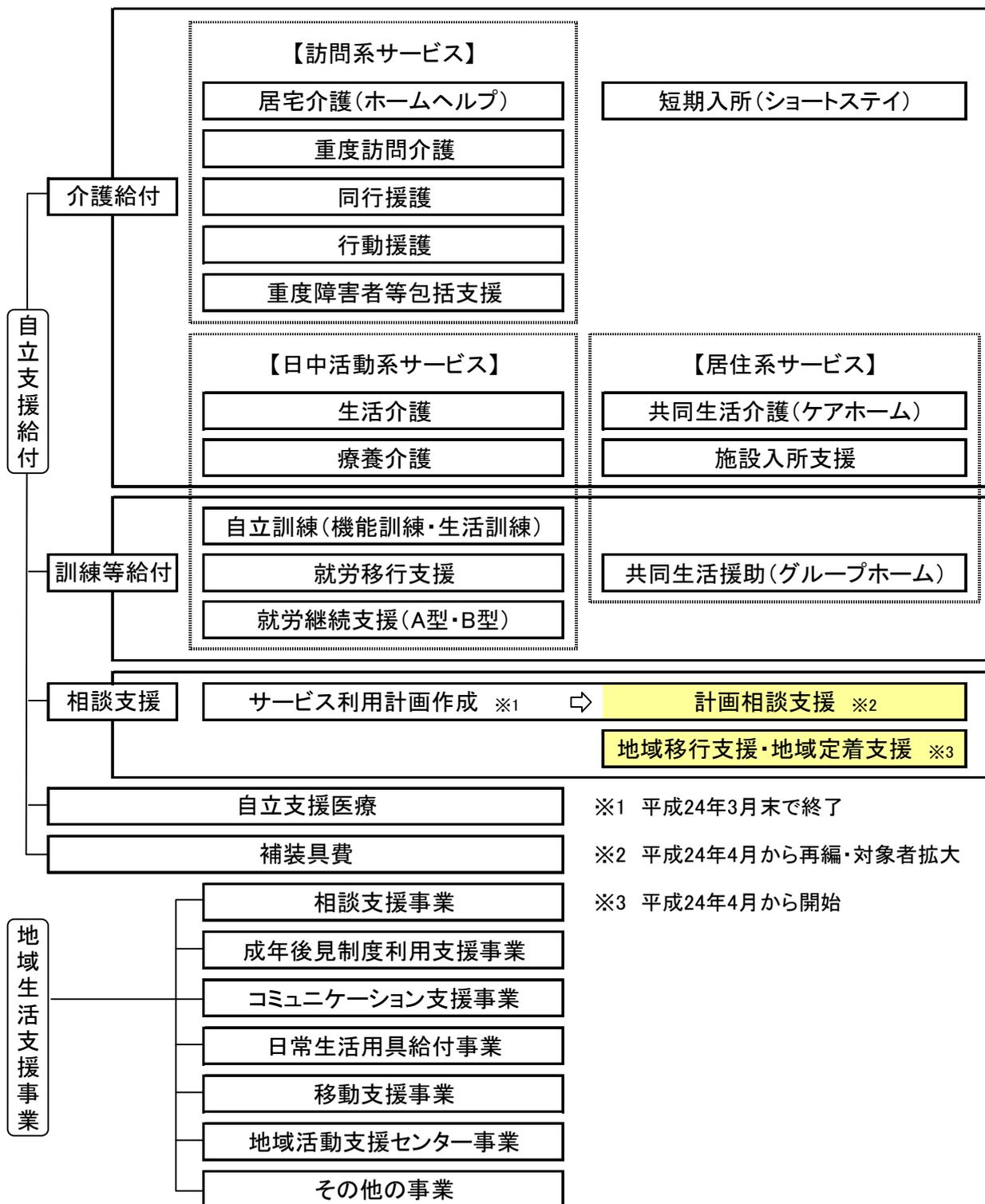
##### 障害児支援の強化（平成24年4月1日施行）

- ⇨児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障がい種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- ⇨放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- ⇨在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し）

##### 地域における自立した生活のための支援の充実（平成24年4月1日までの政令で定める日から施行）

- ⇨グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ⇨重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）成年後見制度利用支援事業の必須事業化、精神科救急医療体制の整備等

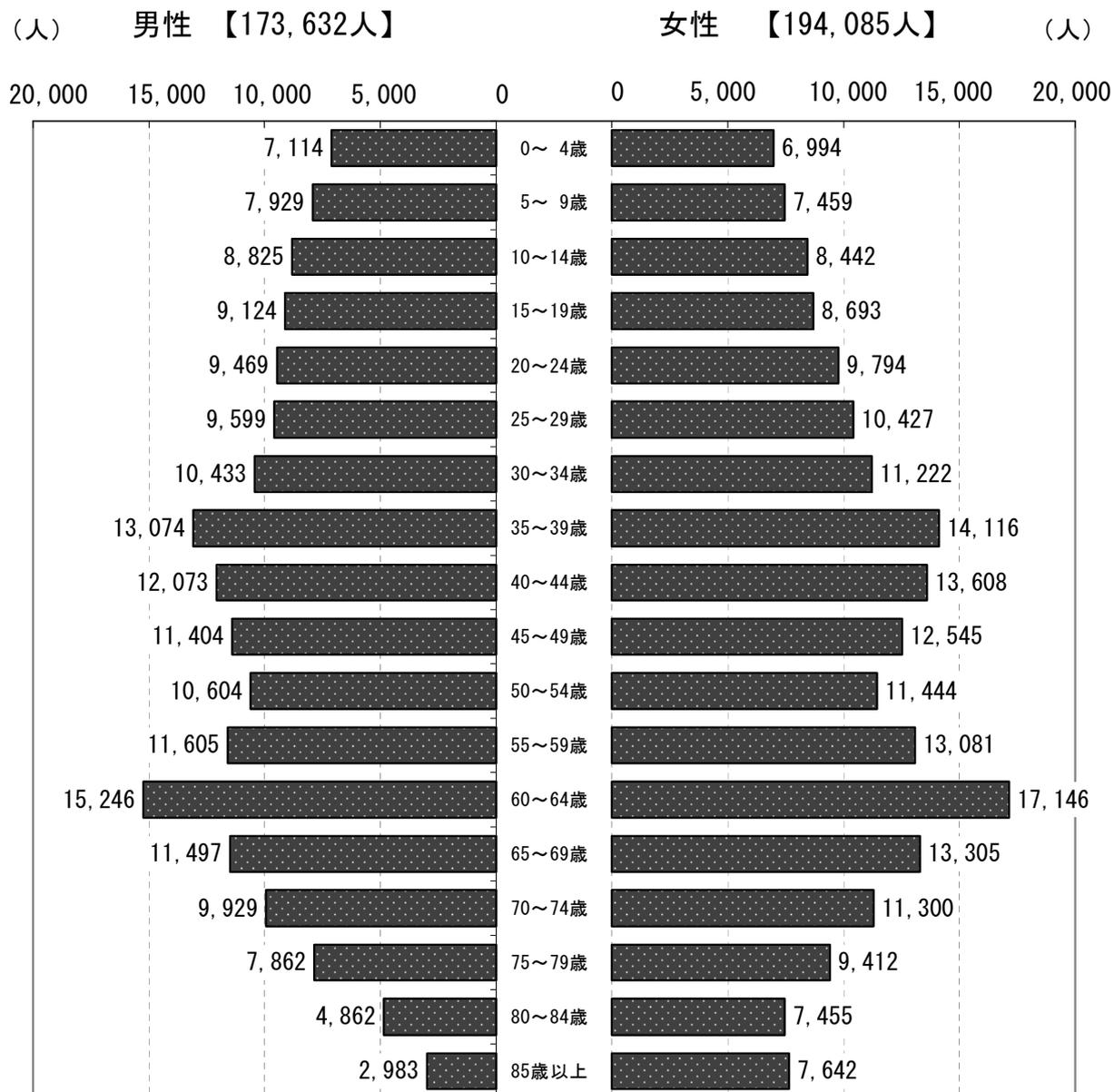
【サービス体系】



## 第4節 奈良市の状況

### 1. 平成 23 年度人口（男女別）

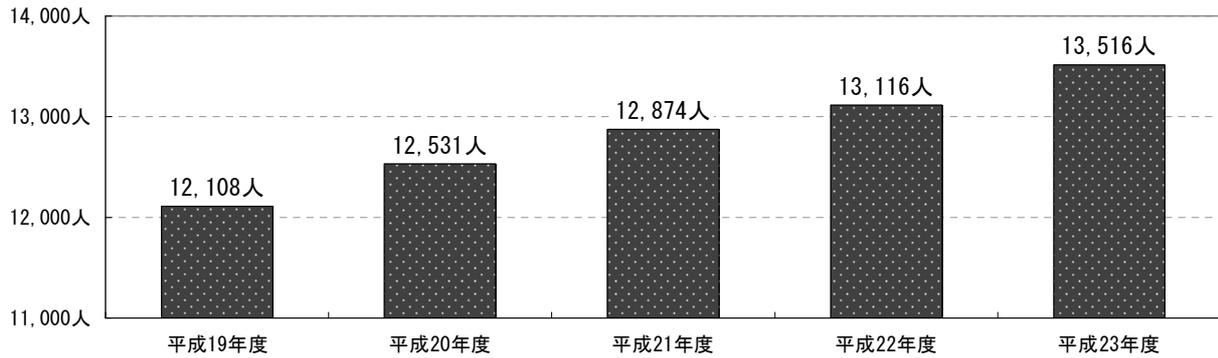
平成 23 年 3 月末現在の人口構成をみると、総人口は 367,717 人となっており、そのうち男性が 173,632 人（47.2%）、女性が 194,085 人（52.8%）となっています。年齢層では 60～64 歳が男女とも最も高くなっています。



※平成 23 年 3 月末現在

## 2. 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移



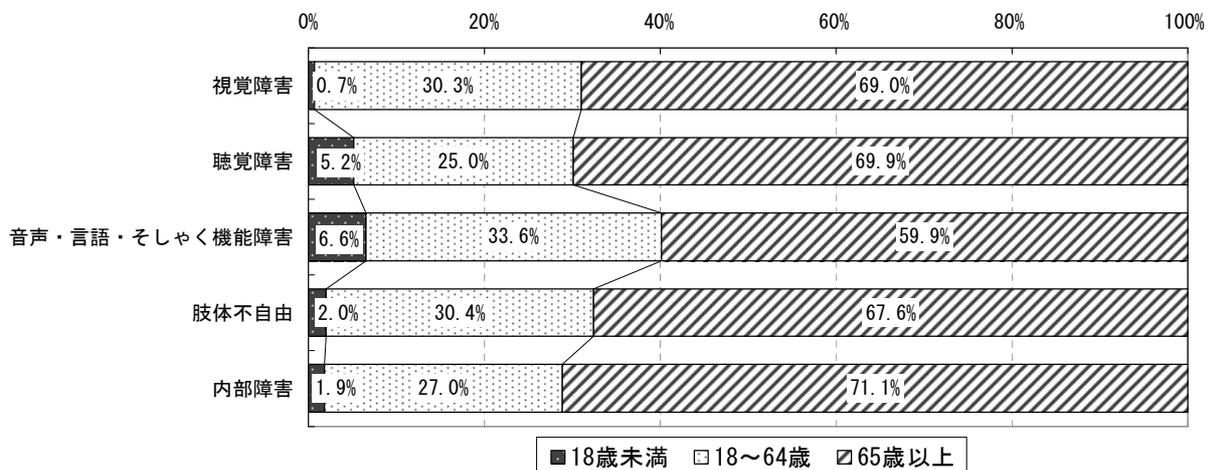
年度別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者手帳所持者数	12,108人	12,531人	12,874人	13,116人	13,516人
前年からの伸び率		3.5%	2.7%	1.9%	3.0%

※各年10月1日現在

障害別にみると、肢体不自由は全体の半数以上を占めています。平成20年度と比較すると、特に肢体不自由が増加しています。また、年齢構成では、高齢者の比率が高くなっています。

障がい区分別身体障害者手帳所持者年齢構成比



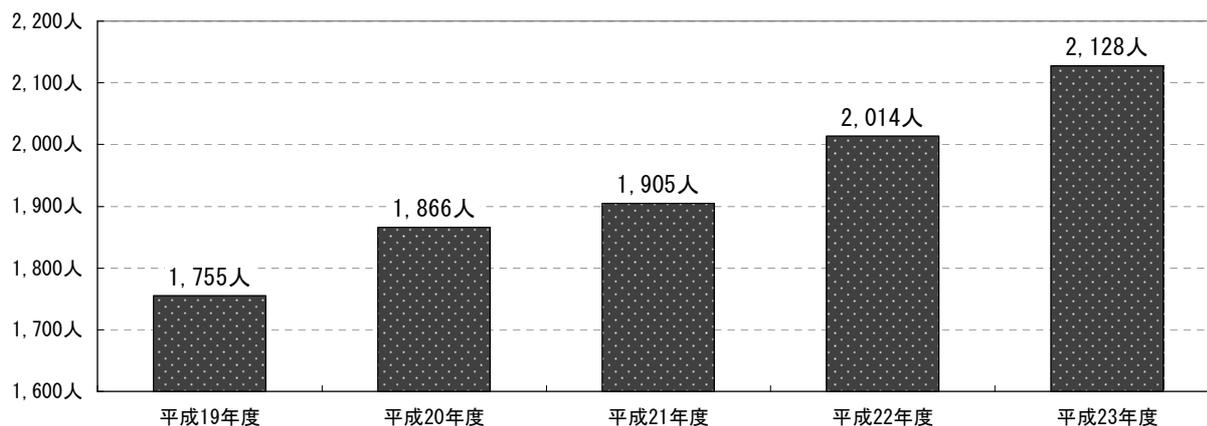
年齢別・障がい区分別身体障害者手帳所持者数

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計	構成比	平成20年度	増減数
視覚障害	6人	271人	616人	893人	6.6%	910人	△17人
聴覚障害	61人	295人	826人	1,182人	8.7%	1,126人	56人
音声・言語・そしゃく機能障害	9人	46人	82人	137人	1.0%	137人	0人
肢体不自由	151人	2,292人	5,091人	7,534人	55.7%	6,941人	593人
内部障害	70人	1,019人	2,681人	3,770人	27.9%	3,417人	353人
合計	297人	3,923人	9,296人	13,516人	100.0%	12,531人	985人

※平成23年10月1日現在

### 3. 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移



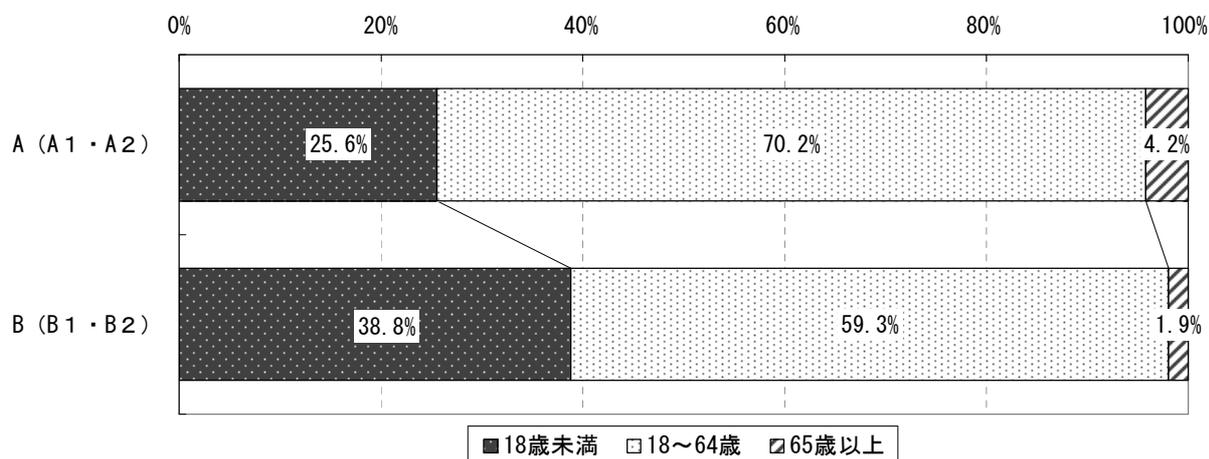
年度別療育手帳所持者数の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療育手帳所持者数	1,755人	1,866人	1,905人	2,014人	2,128人
前年からの伸び率		6.3%	2.1%	5.7%	5.7%

※各年10月1日現在

判定別にみると、AとBが約1：1となっています。年齢構成をみると、「18歳未満」ではBが多く440人（38.8%）、「18～64歳」ではAが多く698人（70.2%）、「65歳以上」ではAが多く42人（4.2%）となっています。

程度別療育手帳所持者年齢構成比



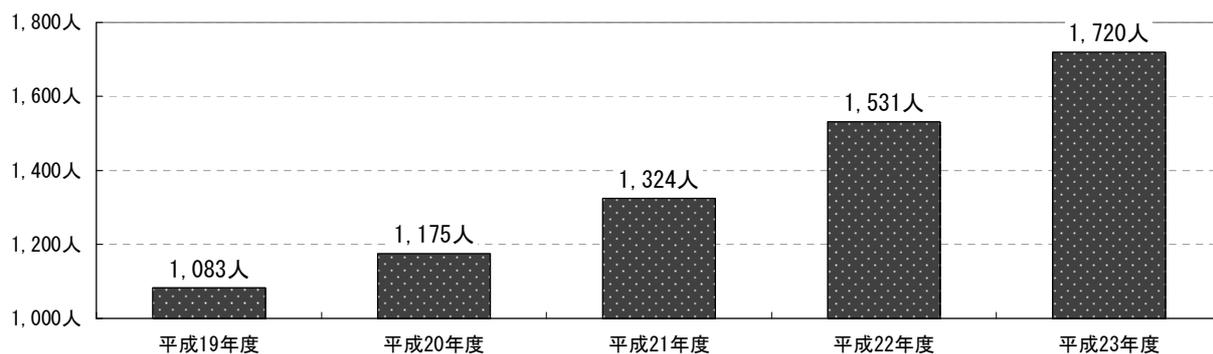
年齢別・程度別療育手帳所持者数

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計	構成比	平成20年度	増減数
A(A1・A2)	254人	698人	42人	994人	46.7%	869人	125人
B(B1・B2)	440人	672人	22人	1,134人	53.3%	997人	137人
合計	694人	1,370人	64人	2,128人	100.0%	1,866人	262人

※平成23年10月1日現在

#### 4. 精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



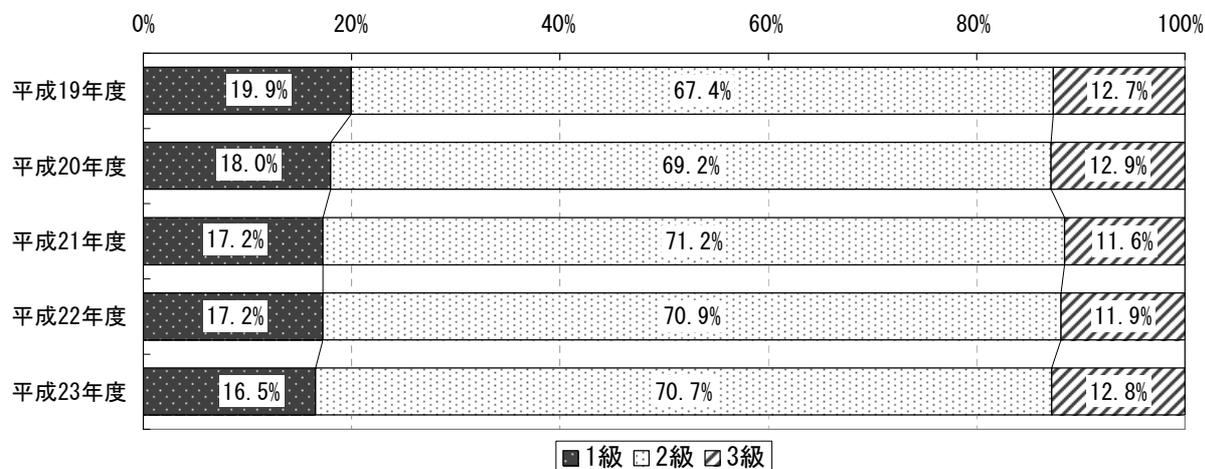
年度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,083人	1,175人	1,324人	1,531人	1,720人
前年からの伸び率		8.5%	12.7%	15.6%	12.3%

※各年6月30日現在

等級別にみると、平成23年度で、「1級」が16.5%、「2級」が70.7%、「3級」が12.8%となっており、「2級」が最も高くなっています。年度別でみると、大きな変化はありません。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者構成比



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1級	216人	211人	228人	264人	284人
2級	730人	813人	943人	1,085人	1,216人
3級	137人	151人	153人	182人	220人
合計	1,083人	1,175人	1,324人	1,531人	1,720人

※各年6月30日現在

年度別自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受給者証所持者数	2,564人	2,581人	2,828人	3,118人	3,482人
前年からの伸び率	—	0.7%	9.6%	10.3%	11.7%

※各年6月30日現在

## 第2章 入院・入所者の地域移行支援

### 第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成26年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「第1期計画作成時点における福祉施設入所者の3割以上を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き、1割以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とされています。

なお、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定します。

#### 【地域生活移行者数の実績及び目標】

項目	数値	考え方
第1期計画策定時点の施設入所者数(A)	311人	平成17年度施設入所者
第2期計画策定時点の施設入所者数(A')	345人	平成20年度施設入所者 ※平成19年度に市内で2箇所の入所施設が開設
第2期計画終了時点の施設入所者数	339人	平成23年度施設入所者
目標年度入所者数(B)	310人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込(A'-B)	35人 (10%)	差引減少見込数 カッコ内は(A')に対する割合(削減率)
【目標値】 地域生活移行者数	40人 (12%)	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数 カッコ内は(A')に対する割合(移行率)

#### 【現状と課題】

平成19年度に市内で2箇所の入所施設が開所した結果、平成26年度の利用見込み者数は、17年度とほぼ同人数となっています。

入所施設利用者が地域移行を図るうえで必要不可欠な、グループホーム・ケアホームの整備がなかなか進まないのが現状です。また、グループホーム・ケアホームの運営に際しては、職員の確保の困難性や近隣住民の理解等、多くの問題を解決しなければなりません。

#### 【今後の方策】

グループホーム・ケアホームの運営改善のため、国は制度の見直しを考えています。また、施設整備事業においてケアホームの整備を最重点施策と位置付けする等、施設の増加に努めます。

## 第2節 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

第3期計画の目標値について、国の「平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日調査に比べて7%相当分増加させること」を受けて、奈良県では平成26年度までに退院率59.4%を数値目標としています。

また、退院者数について、国の「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数を直近の状況よりも20%増加させること」としており、奈良県では数値目標を72人としています。

本市においては、奈良県の数値目標を踏襲しつつ、今後も地域生活への移行に向け、地域相談支援や障害福祉サービス等の充実に努めます。

## 第3節 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成26年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、第1期計画作成時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

### 【一般就労移行者数の実績及び目標】

項目	数値	考え方
平成17年度 一般就労移行者数	3人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成22年度の 一般就労移行者数	33人	平成22年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の 一般就労移行者数	40人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労をめざす数

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

### 【現状と課題】

就労移行支援事業所利用者が一般企業に就労できずに、就労継続支援事業に移行するケースが多く見られます。また、就労できても長続きせず福祉就労に戻ってくるケースも多く見られ、就労が定着するための支援も必要です。

### 【今後の方策】

ハローワーク等の国の機関、就労移行支援事業などの事業所及び市が一体となり、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

## 第3章 障害福祉サービス見込量とその確保のための方策

### 第1節 訪問系サービス及び短期入所

#### 1. 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護

居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### 【現状と課題】

利用時間数は、平成21年度が103.4%、平成22年度が110.6%、平成23年度が119.1%となっており、すべて見込みを上回っています。

在宅で生活する障がい者にとって、最も重要なサービスであることは今後も変わらないので、利用の増加に伴う対応が必要です。

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

利用者数及び利用時間については、事業量の増加に対応できるように事業所の拡充が行われており、今後も増加傾向が続くと想定されます。

サービス提供については、より上質の支援の提供が行われるよう事業所に啓発するとともに、利用者の状態や状況に応じたサービス支給決定のプロセスを明確化・公正化することが必要です。

居宅介護、重度訪問介護、行動援護		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	—	—	—	867人	954人	1,058人
	実績値	587人	685人	763人			
	達成率	—	—	—			
月あたりの 平均利用時間数 (時間分/月)	計画値	17,694時間	18,314時間	18,936時間	24,929時間	27,635時間	30,634時間
	実績値	18,300時間	20,251時間	22,544時間			
	達成率	103.4%	110.6%	119.1%			

#### 《居宅介護の利用者像》

障害程度区分1以上で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な方

#### 《重度訪問介護の利用者像》

障害程度区分4以上で一定の要件を満たしている重度の肢体不自由者で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な方

#### 《行動援護の利用者像》

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護が必要な方で、障害程度区分が区分3以上で一定の要件を満たしている方

## 2. 同行援護

同行援護	<p><b>【平成 23 年 10 月から開始】</b></p> <p>移動の著しく困難な視覚障がい者の外出を支援し、その際の代読等の支援や、食事や排泄等の介護を行います。</p>
------	--

### 【現状】

移動支援事業として実施していた、重度視覚障がい者の外出支援について、平成 23 年 10 月から新たに障害福祉サービスとして実施しています。

外出支援を行うことで、重度視覚障がい者の社会参画の促進を図っています。

### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

利用人数及び利用時間については、今後も微増が見込まれ、利用者のニーズに応えながら事業を継続実施していきます。

同行援護		第 3 期計画期間		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	75 人	80 人	85 人
月あたりの平均利用時間（時間分／月）	計画値	975 時間	1,040 時間	1,105 時間

### 《同行援護の利用者像》

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者が、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な方

### 3. 短期入所（ショートステイ）

短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
-------------------	---

#### 【現状と課題】

サービスの実績を見ると、年々増加傾向にあります。利用日数の達成率は、平成21年度で109.2%、平成22年度で135.6%、平成23年度で152.8%となっており、すべて見込みを上回っています。

事業所の受入体制が徐々に拡充された結果、利用者数が毎年増加しています。

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

短期入所については、障がい者の保護者等の事情により利用する場合と、将来施設入所やケアホームに入居するための訓練を目的に利用する場合があります、重要なサービスとして位置付けされている事業です。

事業所の増加はほとんど見込めないため、利用日数及び利用者数については微増で推移していくものと想定されます。入所施設の増加が見込めない現状から、定員の増加も見込めないサービスとなっており、今後は通所事業所等に対しても設置に向けての啓発が必要です。

短期入所		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	588日	629日	671日	1,134日	1,204日	1,274日
	実績値	642日	853日	1,025日			
	達成率	109.2%	135.6%	152.8%			
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	—	—	—	162人	172人	182人
	実績値	103人	145人	153人			
	達成率	—	—	—			
箇所数	計画値	—	—	—	15カ所	15カ所	15カ所
	実績値	15カ所	15カ所	15カ所			
	達成率	—	—	—			

※「人日分」＝「月間利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

#### 《短期入所の利用者像》

介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障がい者（障害程度区分1以上）

## 第2節 日中活動系サービス

### 1. 生活介護

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
------	--

#### 【現状と課題】

サービスの実績から、利用日数の達成率はすべて見込みを下回っていますが、この要因としては、週5日利用することが精神的・体力的に困難な状態にある利用者が増加していることが考えられます。また、利用者と事業所の関係も見逃せない点であり、支援体制の充実・強化が課題となっています。

一方、利用者数の達成率は、平成21年度が109.9%、平成22年度が101.5%、平成23年度が104.0%となっており、すべて見込みを上回っています。これは、新体系へのサービス移行と新規利用者の増加が重なり利用者が増えたことが主な要因です。

比較的重度の障がい者について、日中活動の中心的な役割を担うことが本質的に求められている事業であり、今後もその重要性・必要性については変わりがないと想定されます。

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

第3期の計画値については、平成23年度の実績値に新体系等へ移行する利用者に加え、更に毎年40人程度の利用者の増加を見込んでいます。

障がい者の個々の特性に応じたより質の高いサービスが提供できるように、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図ることが必要です。

生活介護		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	8,039日	10,069日	12,100日	16,380日	17,100日	17,820日
	実績値	7,279日	8,482日	9,947日			
	達成率	90.5%	84.2%	82.2%			
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	392人	470人	550人	910人	950人	990人
	実績値	431人	477人	572人			
	達成率	109.9%	101.5%	104.0%			
箇所数	計画値	—	—	—	27カ所	28カ所	29カ所
	実績値	17カ所	17カ所	19カ所			
	達成率	—	—	—			

※「人日分」＝「月間利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

#### 《生活介護の利用者像》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

- ① 障害程度区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

## 2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

### （1）自立訓練（機能訓練）

自立訓練 （機能訓練）	理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
----------------	---

#### 【現状と課題】

平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、利用者数が 10 名増加したことにより、利用日数も急激に増加しています。

奈良市内には、機能訓練を実施する事業所がないため、市外又は県外の事業所に入所及び通所が可能という条件のもとで利用されていますので、今後利用者を増やすことは困難な事業です。

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

市内に事業所が無い場合、現状では利用者数の増加はほとんど見込めない事業です。

機能訓練ができる事業所を新規に開設するには、専門職員の配置や医療機関との連携などが必要不可欠で、大変困難な問題であるため、今後は市内医療法人や社会福祉法人等に事業所設置の必要性について啓発を行います。

自立訓練 （機能訓練）		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用日数 （人日分／月）	計画値	38 日	46 日	56 日	238 日	238 日	238 日
	実績値	23 日	201 日	178 日			
	達成率	60.5%	437.0%	317.9%			
月あたりの 平均利用者数 （人分／月）	計画値	—	—	—	14 人	14 人	14 人
	実績値	2 人	12 人	12 人			
	達成率	—	—	—			
箇所数	計画値	—	—	—	0 ヲ所	1 ヲ所	1 ヲ所
	実績値	0 ヲ所	0 ヲ所	0 ヲ所			
	達成率	—	—	—			

※「人日分」＝「月間利用人数」×「1 人 1 か月あたりの平均利用日数」

#### 《自立訓練（機能訓練）の利用者像》

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方
- ② 特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

## (2) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練 （生活訓練）	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
----------------	---

### 【現状と課題】

利用者数に大きな変化が見られないため、利用日数はほぼ横ばいです。

### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

主に精神障がいが原因で入院された方が在宅生活へ戻るためのステップアップとして利用されるケースや、退院者の生活リズムを整えるための利用が多く見られる事業です。

今後も利用者は増加すると思われませんが、サービスが有期限であることから急激な増加とならずに微増で推移していくと想定されます。

また、利用者の特性や状況に合わせ、訓練期間中の相談支援体制の確立を図り支援を充実させます。

自立訓練 （生活訓練）		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用日数 （人日分／月）	計画値	614日	923日	1,232日	390日	455日	520日
	実績値	392日	316日	378日			
	達成率	63.8%	34.2%	30.7%			
月あたりの 平均利用者数 （人分／月）	計画値	—	—	—	30人	35人	40人
	実績値	31人	25人	27人			
	達成率	—	—	—			
箇所数	計画値	—	—	—	3カ所	3カ所	3カ所
	実績値	1カ所	2カ所	2カ所			
	達成率	—	—	—			

※「人日分」＝「月間利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

### 《自立訓練（生活訓練）の利用者像》

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方
- ② 特別支援学校（養護学校）を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等

### 3. 就労移行支援

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
--------	--

#### 【現状と課題】

利用者数の達成率は、平成21年度が114.3%、平成22年度が112.1%と見込みを上回っていたが、平成23年度が93.2%と見込みを下回っています。利用者日数の達成率は、すべて見込みを下回っています。

利用者の増加を図るために、今後は就労支援の方法等についてハローワーク等関係機関との連携強化をすることで、支援体制の充実を図ることが必要です。

就労移行支援の利用者で、訓練期間内に一般就労できたケースは少ないのが現状であり、事業所とハローワーク等行政機関、企業とが更に連携を深め、一般就労を希望する障がい者が就労できる環境作りを行うことが必要です。

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

ハローワークやコンパスなら障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等との連携強化により利用者数の増加は見込めますが、この事業は有期限のサービス利用であるため、急激な増加はしないと想定されます。

ハローワーク等の行政機関及び事業所だけではなく、一般企業も交えた研修会などの開催を企画して、障がい者雇用について更なる啓発を行うことが必要です。

就労移行支援		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	812日	1,219日	1,628日	1,264日	1,344日	1,424日
	実績値	773日	1,037日	1,202日			
	達成率	95.2%	85.1%	73.8%			
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	42人	58人	74人	79人	84人	89人
	実績値	48人	65人	69人			
	達成率	114.3%	112.1%	93.2%			
箇所数	計画値	—	—	—	9カ所	10カ所	11カ所
	実績値	6カ所	8カ所	9カ所			
	達成率	—	—	—			

※「人日分」＝「月間利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」

#### 《就労移行支援の利用者像》

一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方

## 4. 就労継続支援（A型・B型）

### （1）就労継続支援 A 型

就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用型）
---------------	--

#### 【現状と課題】

利用者数・利用日数の達成率は、ともに見込みを大幅に上回っています。

原則雇用契約が必要なこの事業の利用日数の達成率については、今後も高い水準で推移するものと想定されます。

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

サービス利用者への最低賃金の確保が必要で、事業所には運営面で難しい問題があるが、利用者には雇用契約に基づく安定的な収入の確保が期待できる事業です。比較的軽度の障がい者が事業の対象となっているため、急激な利用者の増加は想定できない事業です。

利用者数は増加するが微増であると想定されるので、サービス量についても増加傾向に変わりはないが、急激に増加することはないと思われます。事業所で生産・製作された食品や物品等について、例えば地域の特産品を扱うなどの創意・工夫を行うとともに、販売ルート等の拡大や確立を目指すために事業所・行政・企業等の連携強化を図り、インターネット販売などの積極的な IT 活用を推進していくことが必要です。

就労継続支援 A 型		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	327 日	770 日	1,210 日	1,760 日	1,914 日	2,068 日
	実績値	796 日	1,298 日	1,529 日			
	達成率	243.4%	168.6%	126.3%			
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	15 人	35 人	55 人	80 人	87 人	94 人
	実績値	38 人	58 人	70 人			
	達成率	253.3%	165.7%	127.3%			
箇所数	計画値	—	—	—	8 カ所	9 カ所	9 カ所
	実績値	4 カ所	7 カ所	7 カ所			
	達成率	—	—	—			

※「人日分」＝「月間利用人数」×「1 人 1 か月あたりの平均利用日数」

#### 《就労継続支援 A 型の利用者像》

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に 65 歳未満）

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ② 特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③ 企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

## (2) 就労継続支援 B 型

就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(非雇用型)
---------------	---

### 【現状と課題】

利用日数・利用者数の達成率は、ともに見込みを下回っています。

この要因としては、サービス利用に際して、就労経験があること、就労移行支援事業経験者、50歳以上又は障害年金1級受給の条件が課せられており、利用者があまり増加しないことが考えられます。

### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

就労移行支援事業を利用したが就労に至らなかった障がい者の移行先としての機能を併せ持つことから、今後も利用者数は増加するが、急激な増加にはならないと想定されます。

就労継続支援 A 型と同様に事業所で生産・製作された食品や物品等について、販売ルート等の拡大や確立を目指すために事業所・行政・企業等の連携強化を行い、利用者の作業工賃の増加に繋げる等、生産活動の充実を図ることが必要です。

就労継続支援 B 型		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	1,678 日	2,643 日	3,608 日	1,764 日	1,944 日	2,136 日
	実績値	879 日	1,369 日	1,618 日			
	達成率	52.4%	51.8%	44.8%			
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	84 人	123 人	164 人	147 人	162 人	178 人
	実績値	60 人	120 人	124 人			
	達成率	71.4%	97.6%	75.6%			
箇所数	計画値	—	—	—	10 ヲ所	10 ヲ所	11 ヲ所
	実績値	8 ヲ所	8 ヲ所	10 ヲ所			
	達成率	—	—	—			

※「人日分」＝「月間利用人数」×「1 人 1 か月あたりの平均利用日数」

### 《就労継続支援 B 型の利用者像》

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

- ① 企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった方
- ③ 以上に該当しない方で、50 歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された方

## 5. 療養介護

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
------	--

### 【現状と課題】

利用者数は、すべて見込みを下回った達成率です。

事業所が市内に1箇所しかないため、新たな利用者の受け入れが困難な事業となっています。

### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

平成24年4月からの制度改正により、重症心身障害児施設の18歳以上の入所者が、療養介護事業に移行することに伴い、当該サービスの利用者は、平成24年度には急増することとなります。

ただし、療養介護事業は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、現在の事業所で対応できるよう充実に努めます。

療養介護		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	10人	15人	20人	46人	46人	46人
	実績値	7人	7人	8人			
	達成率	70.0%	46.7%	40.0%			
箇所数	計画値	—	—	—	3カ所	3カ所	3カ所
	実績値	1カ所	1カ所	1カ所			
	達成率	—	—	—			

### 《療養介護の利用者像》

医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害程度区分5以上の方

### 第3節 居住系サービス

#### 1. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

##### 【現状と課題】

利用者数に大きな変化はなく、見込みを下回った達成率となっています。

職員の雇用など事業所運営面で困難な課題があり、利用者数の増加を図ることが容易にできない事業です。

##### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域移行の要として、グループホーム及びケアホームのサービスが最重要とされているが、運営面での課題も多く、市内の設置箇所数がなかなか増加しないのが現状である。

平成24年度から26年度にかけては、毎年5箇所の新規事業所の開設を目指し、目標値の設定を行いました。本市においては、グループホーム及びケアホームの整備については最重要施策の一つとしての位置付けを明確にし、障がい者が安心して生活できる場所の確保に努めることで地域福祉の向上を図ります。

共同生活援助 共同生活介護		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	149人	200人	253人	130人	150人	170人
	実績値	108人	108人	109人			
	達成率	72.5%	54.0%	43.1%			
箇所数	計画値	—	—	—	27カ所	32カ所	37カ所
	実績値	22カ所	23カ所	24カ所			
	達成率	—	—	—			

##### 《共同生活援助（グループホーム）の利用者像》

障害程度区分1以下に該当する身体障がい者（65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者

※障害程度区分2以上の方でも、あえて共同生活援助の利用を希望する場合は、利用可能

##### 《共同生活介護（ケアホーム）の利用者像》

障害程度区分2以上に該当する身体障がい者（65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者

## 2. 施設入所支援

施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
--------	-------------------------------------

### 【現状と課題】

利用者数の達成率は、平成 21 年が 87.0%、平成 22 年度が 73.7%、平成 23 年度が 64.8% となっており、すべて見込みを下回っていますが、増加が想定より低いのは、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が遅れていることが主な要因と考えられます。

### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

第 3 期の計画値については、新体系への移行や地域移行等を勘案して見込んでいます。

施設入所者の地域移行は、その主な受け皿となるケアホームの整備がなかなか実施できない状況であることから、遅々として進まないのが現状ですが、今後はケアホームの整備を最重点課題に位置付けし、事業所、利用者及び保護者、行政機関等が一体となり地域移行に対する取り組みを行うことが必要となります。

施設入所支援		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの 平均利用者数 (人分/月)	計画値	162 人	217 人	273 人	335 人	325 人	310 人
	実績値	141 人	160 人	177 人			
	達成率	87.0%	73.7%	64.8%			
箇所数	計画値	—	—	—	8 カ所	8 カ所	8 カ所
	実績値	3 カ所	3 カ所	3 カ所			
	達成率	—	—	—			

※旧法施設支援（入所）は含まない。

### 《施設入所支援の利用者像》

夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、障害程度区分 4 以上の方（50 歳以上の場合は、区分 3 以上）
- ② 自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

## 第4節 相談支援

### 1. 相談支援（サービス利用計画作成）

相談支援 （サービス利用計画作成）	<p><b>【平成 24 年 3 月で終了】</b></p> <p>長期間の入所・入院から地域生活へ移行しようとする者、家族や周囲からの支援が得られず、孤立しており、具体的な生活設計ができない者その他、福祉サービスを利用しようとする者であって、自らその利用を調整することが困難であり、計画的な支援を必要とする者（施設入所者等、現に計画的プログラムに基づく包括的支援を受けている者は除く。）等を対象に、サービス利用計画（プログラム）の作成を行います。</p>
----------------------	--

#### 【現状と課題】

利用者数は、平成 21 年度は 35 人、平成 22 年度は 37 人、平成 23 年度は 50 人となっており、利用者数に大きな変化はなく、見込みを下回った達成率です。

障害者自立支援法の改正により平成 23 年度で終了するサービスです。このサービスに替わり計画相談支援サービスが開始されます。

相談支援（サービス利用計画作成）		第 2 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月あたりの平均利用者数 （人分／月）	計画値	51 人	82 人	115 人
	実績値	35 人	37 人	50 人
	達成率	68.6%	45.1%	43.5%

### 2. 計画相談支援

計画相談支援	<p><b>【平成 24 年 4 月から再編・対象者拡大】</b></p> <p>障害者自立支援法の改正により新たに創設された事業であり、障害福祉サービスを利用する障がい者・児及び地域移行支援・地域定着支援を利用する障がい者に、サービス等利用計画の作成及び見直しを行います。</p>
--------	---

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

平成 23 年度の障害福祉サービス利用者実績見込数より対象者数を見込み、障害者自立支援法の改正に伴う対象者の拡大を踏まえ、国等が定める優先度に応じて段階的に実施できるよう見込みます。障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

計画相談支援		第 3 期計画期間		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの平均利用者数 （人分／月）	計画値	483 人	517 人	587 人

### 3. 地域移行支援

地域移行支援	【平成 24 年 4 月から開始】
	障害者自立支援法の改正により新たに創設された事業であり、障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院等に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域移行支援利用者として、施設、病院より障害福祉サービス利用の新規申請をされた人数を基に、国等が定める方針に基づき実施できるよう見込みました。

入所施設における集団的な生活から、障がい者が自ら選択し決定できる地域生活への移行を促進します。また「入院医療中心から地域生活中心へ」という考え方にに基づき、地域への受け入れ条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障がい者の退院と社会復帰を促進します。

地域移行支援		第 3 期計画期間		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの平均利用者数 (人分/月)	計画値	20 人	32 人	52 人

### 4. 地域定着支援

地域定着支援	【平成 24 年 4 月から開始】
	障害者自立支援法の改正により新たに創設された事業であり、居宅において単身等の状況にて生活する障がい者について、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。

#### 【今後のサービス見込量とその確保のための方策】

地域定着支援利用者として施設、病院より障害福祉サービス利用申請された人数を基に、国等が定める方針に基づき実施できるよう見込みました。

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者等に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

地域定着支援		第 3 期計画期間		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたりの平均利用者数 (人分/月)	計画値	28 人	49 人	85 人

## 第4章 地域生活支援事業見込量とその確保のための方策

### 第1節 相談支援事業

#### 1. 相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、療育指導事業

相談支援事業	障がい者、その保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。
療育指導事業	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）及び身体障がい児の地域における生活支援するため、療育指導や相談を行います。

#### 【現状と課題】

相談支援事業所は増加していませんが、相談件数は増加傾向にあります。

相談支援事業の浸透及び障害福祉サービスの利用量の増加によって、全体の相談件数が増加しています。それに伴い困難事例も増えており、委託相談支援事業所の担う業務が複雑化・多様化し、その存在意義が高まっています。潜在的な相談支援の需要や法改正による相談支援の強化に対応できるよう委託相談支援事業所以外の指定相談支援事業所の育成が重要です。

療育指導事業については、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療育機関等施設職員の療育技術指導、その他相談支援事業者等との連携を図っています。

#### 【今後の見込量とその確保のための方策】

障害者自立支援法に基づく相談支援事業として8箇所の事業所で、障がい者等が生活するうえで抱える問題に対し必要な情報の提供及び助言、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施しています。また、市町村相談支援機能強化事業として、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職員を配置し、困難事例への対応を行っています。今後も障がい者の自立した日常生活又は社会生活の営みを支援するため、自立支援協議会及び相談支援体制の充実に取り組みます。

相談支援事業		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 延支援件数 (件/年)	計画値	19,008件	21,120件	23,232件	27,456件	29,568件	31,680件
	実績値	21,090件	22,252件	24,238件			
	達成率	110.9%	105.3%	104.3%			
委託 箇所数	計画値	—	—	—	8カ所	8カ所	8カ所
	実績値	8カ所	8カ所	8カ所			
	達成率	—	—	—			

市町村相談支援 機能強化事業		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施	計画	—	—	—	有	有	有
	実績	有	有	有			

療育指導事業		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施 箇所数	計画値	—	—	—	2	2	2
	実績値	2	2	2			

## 2. 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。
-----------	---

### 【現状と課題】

奈良市地域自立支援協議会では、障がい者の地域での自立した生活を支援するために、様々な分野の関係機関と連携を図っています。

また、地域の実態把握と分析により明らかになった課題を解決するための体制づくりを進めています。

### 【今後の計画とその確保のための方策】

福祉、医療、教育、雇用等の関係機関等で構成される協議会として、地域の障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

また、障がい当事者の参画についても進めていきます。

## 第2節 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度とは、家庭裁判所へ申し立て、審査を受けることによって適切な後見人等を選任し、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。</p> <p>成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する制度です。</p>
--------------	--

### 【現状と課題】

知的障がい者や精神障がい者で判断能力が不十分な障がい者の権利擁護を図っており、利用者数は増加しています。

### 【今後の計画とその確保のための方策】

今後も制度を周知し、継続して事業を実施するため福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）と連携を図り、利用者の権利を擁護し支援していきます。

成年後見制度 利用支援事業		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の延利用 人数(人/年)	計画値	—	—	—	10人	15人	20人
	実績値	1人	1人	5人			

### 第3節 コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、コミュニケーションを図ることに支障がある人とその他の人のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。
---------------	--

#### ●手話通訳者派遣

##### 【現状と課題】

手話を使用する聴覚障がい者の社会参加の拡がりに応じて必要性が増す事業であり、実績値は計画値を上回らなかったものの利用件数は増加傾向にあり、今後もあらゆる場面での情報保障のニーズに応える必要性があります。手話通訳者の派遣については、非常勤派遣手話通訳者を毎年若干名採用することで、増加する手話通訳派遣の要請に応じています。

##### 【今後の見込量とその確保のための方策】

対象者の高齢化に伴う医療及び介護に関する派遣また社会参加の拡がりに伴い、今後も件数の増加が見込まれます。個々の利用者のニーズや状況に応じ、あらゆる言語・コミュニケーション手段や情報の保障を行うために必要となる手話通訳者を確保します。

手話通訳者派遣		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 派遣件数 (件/年)	計画値	2,152件	2,367件	2,603件	2,625件	2,769件	2,921件
	実績値	1,915件	1,982件	2,488件			
	達成率	89.0%	83.7%	95.6%			

#### ●要約筆記者派遣

##### 【現状と課題】

平成22年度の実績は平成21年度を下回り達成率も低かったが、平成23年度の実績は増加し見込を大幅に上回りました。

中途失聴・難聴者の社会参加の拡がりに応じて必要性が増す事業であり、今後もあらゆる場面での情報保障のニーズに応える必要性があります。要約筆記者については、派遣できる団体は1箇所に限られていますが、派遣の要請に適切に応えられています。

##### 【今後の見込量とその確保のための方策】

対象者の高齢化に伴う医療及び介護に関する派遣また社会参加の拡がりに伴う派遣のニーズに応えるため、今後も件数の増加が見込まれます。個々の利用者のニーズや状況に応じ、あらゆる言語・コミュニケーション手段や情報の保障を行うために必要となる要約筆記者を確保します。

要約筆記者派遣		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 派遣件数 (件/年)	計画値	172件	186件	200件	255件	262件	269件
	実績値	142件	119件	248件			
	達成率	82.6%	64.0%	124.0%			

#### 第4節 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業	在宅の重度障がい者等を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費など日常生活に係る様々な支援用具の給付を行い日常生活の便宜を図ります。
------------	--

##### 【現状と課題】

現状としては、一般の日常生活用具の給付状況は安定していますが、ストマ用具等の給付は増加傾向にあります。

また、日常生活用具は技術の進歩により改良・開発されていくため、近隣市とも連携を図りながら、品目や支給範囲、耐用年数などの見直しが課題となっています。

##### 【今後の見込量とその確保のための方策】

第2期計画での給付実績の増加率に基づき、需要の増加しているストマ用具の他、たん吸引器、情報・通信支援用具などの支給増を見込んでいます。

在宅の重度障がい者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するため、障がいの特性（種類、程度等）に応じてニーズを適切に把握し給付に努めます。

日常生活用具 (排泄管理支援用具を除く)		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 給付件数 (件/年)	計画値	368件	385件	403件	345件	345件	345件
	実績値	345件	340件	345件			
	達成率	93.8%	88.3%	85.6%			

排泄管理支援用具 (ストマ用具等)		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 給付件数 (件/年)	計画値	5,393件	5,862件	6,371件	5,769件	6,000件	6,240件
	実績値	5,229件	5,334件	5,547件			
	達成率	97.0%	91.0%	87.1%			

## 第5節 移動支援事業

移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出するための支援を行います。
--------	--

### 【現状と課題】

利用時間数は、年々増加傾向にあります。障害福祉サービスで対応できない障がい者の自立生活及び社会参加を支える事業として実施しています。

### 【今後の見込量とその確保のための方策】

過去3年の実績の増加率に基づき算出した数値から、同行援護の見込み量を差し引いて見込んでいます。

利用者及び家族等の状況や現在受給している他のサービス内容を勘案し、適切な支給量を決定していきます。

移動支援事業		第2期計画期間			第3期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間の 実利用者数 (人分/年)	計画値	—	—	—	682人	728人	774人
	実績値	—	—	—			
	達成率	—	—	—			
月間の平均 利用時間数 (時間/月)	計画値	5,947時間	6,374時間	6,803時間	6,479時間	7,037時間	7,611時間
	実績値	5,579時間	6,200時間	6,311時間			
	達成率	93.8%	97.3%	98.8%			

## 第6節 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業	障がい者等を通わせて、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供や地域社会との交流の機会などを提供し、障がい者等の地域生活を支援する地域活動支援センターを利用することができます。また地域活動支援センターの実施する事業の強化を図るため、Ⅰ型からⅢ型までに類型された事業を加えた機能強化型の地域活動支援センターも利用できます。
--------------	--

### 【現状と課題】

事業所数は、平成 21 年度は 5 箇所、平成 22 年度は 3 箇所、平成 23 年度は 2 箇所と減少しているため、利用者数は減少傾向にあります。

### 【今後の見込量とその確保のための方策】

障害福祉サービスに移行するため事業所数は減少傾向にありますが、利用者数は、今後も増加が見込まれるため利用者に即した対応が必要です。

地域活動支援センター事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月間の 平均利用者数 (人分/月)	計画値	210 人	225 人	230 人	56 人	58 人	61 人
	実績値	208 人	142 人	107 人			
	達成率	99.0%	63.1%	46.5%			
箇所数	計画値	5 箇所	6 箇所	7 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実績値	5 箇所	3 箇所	2 箇所			
	達成率	100.0%	50.0%	28.6%			

## 第7節 その他の事業

その他の事業として、以下の事業があります。

福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で家族との同居や住居の確保が困難な人（常時の介護や医療を必要とする場合を除く）に対し、低料金で居宅その他の設備を提供します。
訪問入浴サービス事業	訪問による居宅での入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者の日中における活動の場を提供します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援または自立訓練を利用している人、身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給します。
生活訓練事業	日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等の充実や障がい者スポーツの普及を図るために、各種教室やスポーツ大会を開催します。
芸術・文化講座開催等事業	障がい者が作成した作品の展示や音楽会などの芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳その他障がい者に分かりやすい方法により、市の広報、各種事業の紹介、生活情報等を定期的に提供します。
手話奉仕員養成事業 要約筆記奉仕員養成事業 点訳奉仕員養成事業	障がい者との交流活動の促進とともに、広報活動の支援者として期待される手話奉仕員・要約筆記奉仕員・点訳奉仕員の養成研修を行います。
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成します。

## 1. 福祉ホーム事業

### 【現状と課題】

平成 21 年度から平成 23 年度 10 月までは、福祉ホーム 2 箇所ですべて 5 名、平成 23 年度 11 月以降は、福祉ホーム 3 箇所ですべて 6 名が利用しています。利用者、補助対象事業所ともに増加しています。

### 【今後の見込量とその確保のための方策】

サービス見込量については、事業者の動向や利用者の入居期間等から、大きな変化はないものと想定されます。

福祉ホーム事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間の 実利用者数 (人/年)	計画値	5 人	5 人	5 人	6 人	6 人	6 人
	実績値	5 人	5 人	6 人			
	達成率	100.0%	100.0%	120.0%			

## 2. 訪問入浴サービス事業

### 【現状と課題】

利用回数の達成率は、平成 21 年度が 97.0%、平成 22 年度が 92.7%となっており、見込みを若干下回っていますが、平成 23 年度は、1 人あたりの平均利用回数の増加により、見込みを上回っています。

### 【今後の見込量とその確保のための方策】

自宅の浴槽で、入浴が困難な障がい者にとっては、健康の増進と衛生の保持を図るために必要不可欠なサービスであり今後も継続実施していきます。

訪問入浴サービス事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間の 実利用回数 (回/年)	計画値	826 回	837 回	850 回	1,036 回	1,096 回	1,156 回
	実績値	801 回	776 回	976 回			
	達成率	97.0%	92.7%	114.8%			
年間の 実利用者数 (人/年)	計画値	21 人	22 人	23 人	19 人	20 人	21 人
	実績値	17 人	17 人	18 人			
	達成率	81.0%	77.3%	78.3%			

### 3. 日中一時支援事業

#### 【現状と課題】

達成率は、平成 21 年度が 100.5%、平成 22 年度が 111.8%となっており、すべて見込みを上回っていますが、平成 23 年度は児童デイサービスの利用傾向が高まったこともあり、利用件数は若干減少しました。

#### 【今後の見込量とその確保のための方策】

過去 3 年の実績の増加率に基づいて算出した数値から、平成 24 年度に始まる就学児の放課後等デイサービスの利用見込量を差し引いて見込みました。

日中一時支援事業		第 2 期計画期間			第 3 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間の 延利用件数 (件/年)	計画値	7,090 件	7,660 件	8,270 件	5,591 件	5,989 件	6,398 件
	実績値	7,124 件	8,567 件	8,460 件			
	達成率	100.5%	111.8%	102.3%			

## 第5章 計画の推進

### 第1節 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

#### ● 障がい福祉計画策定委員会等の開催

本計画策定にあたっては、障がい福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、「奈良市障がい福祉計画策定委員会」、「奈良市地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

#### ◇計画策定の経過

##### ・奈良市障がい福祉計画策定委員会の開催

	日 程	案 件
第1回目	平成23年10月7日（金）	第2期計画の策定経緯 第2期計画の総括 第3期計画の策定
第2回目	平成24年1月20日（金）	第3期計画素案の検討
第3回目	平成24年3月26日（月）	第3期計画原案の検討

##### ・奈良市地域自立支援協議会の開催

	日 程	案 件
居住支援部会	平成23年10月27日（木）	障がい福祉計画について意見等聞き取り
療育部会	平成23年11月10日（木）	
相談支援部会	平成23年11月10日（木）	
精神障がい部会	平成23年11月15日（火）	
就労支援部会	書面による障がい福祉計画について意見等聞き取り	

#### ● 市民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

◇実施期間 平成24年2月1日（水）～2月29日（水）まで受付

◇公表資料の閲覧 障がい福祉課（市役所中央棟1階）、文書法制課（市役所5階）、西部出張所、東部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター、または、奈良市ホームページからダウンロードファイル「第3期奈良市障がい福祉計画（素案）」から閲覧

◇意見の数 市内居住者よりEメールにて2件の提出

◇意見の概要と市の考え方

【第2章第3節「福祉施設利用者の一般就労への移行」について】	
意見の概要	市の考え方
<p>○奈良市の基本思想は、本人の思いを中心に置いていないのでしょうか。一般就労が福祉就労より優れているという思想でしょうか。</p> <p>○就労移行について数値が示されていますが、退職した場合のカウントはどうなっていますか。</p> <p>○課題として示されている通り、定着支援は絶対に必要です。具体的に計画されなければ永遠に課題のままになりませんか。</p>	<p>○本人が一般就労を希望した際、就労移行支援等の福祉サービスを市として提供することで、自立を促進していくためのものであり、決して一般就労が福祉就労より優れているという概念ではございません。</p> <p>○退職された場合につきましてもカウントしております。</p> <p>○ハローワーク等の国の機関、各事業所及び市が一体となり、就労するための支援及び定着するための支援として、一般企業への働きかけなど、障がい者雇用について更なる啓発を行うことが必要と考えております。</p>

【全体的なことについて】	
意見の概要	市の考え方
<p>○ノーマライゼーションを基本理念とするなら、当然それは、本人を受け入れる社会を変えることです。企業や社会を変えたなら、誰もが当たり前働き、誰もが当たり前前を暮らせる社会になるでしょう。それは障害者問題ではなく、私たち社会の根本問題です。</p> <p>この計画のタイトルから「障がい」を削ったらどうでしょうか。「福祉」とは、「すべての人の幸せ・すべての人のもの」だと思います。</p> <p>○この計画には、市民啓発・広報・福祉教育をどう推進していくのかについて具体的に示されていません。</p>	<p>○ご意見いただきました「障害者問題ではなく、私たち社会の根本問題です。」ということは、まさにそのとおりであると考えております。</p> <p>ただ、本計画は、障害者自立支援法に基づき策定する、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画であり、計画タイトルから「障がい」を削ることは出来ません。</p> <p>また、理念的なことは、障害者基本法に基づき、本市において策定している、ノーマライゼーション・リハビリテーションを基本理念とした、「奈良市障がい者福祉基本計画」に盛り込んでおりますので、基本計画の再策定の際に加味していきたいと考えております。</p> <p>○先にも述べましたとおり、「奈良市障がい者福祉基本計画」に盛り込んでおります。</p>

## 第2節 計画の円滑な実施に向けた取組み

### ● 事業所等の実態把握

本計画を推進し、施策を展開するためには、障がい者のニーズや事業者の状況を的確に把握しなければなりません。各事業所と連携を取りながら、十分なサービスが提供できるよう、事業所等の実態把握を行っていきます。

### ● 地域への理解を深めるための行動（啓発活動）

障がい者が社会の一員として生活を送るため、全ての市民は障がい者が抱える課題を自分自身の問題として認識し理解することが必要です。そのことを全ての市民が改めて意識できるように、市民啓発の推進、広報の推進、福祉教育の推進を図っていきます。

### ● サービスの供給基盤の確保に向けての広域整備

国や県の動向を注視するとともに近隣自治体との情報共有を図り、サービス基盤整備の不足については、基盤整備に向けた諸課題を研究し、課題解決に向けた方策を検討します。

### ● 国・県に対する働きかけ

障がい福祉計画に掲げる入所施設利用者の地域移行や障害福祉サービス等の見込量の確保を実現していくためには、サービス提供を行う事業所が安定的に事業経営を行えるよう、報酬の見直しや新たなサービスの実施など制度等の見直し等が必要とするものがあります。今後も引き続き近隣自治体と協力・連携し、積極的に国・県に対し提言や要望を行っていきます。

## 第3節 計画の進捗管理体制

### ● 奈良市障がい福祉計画推進協議会（仮称）の設置

障がい福祉計画に定められた数値目標等の検証及び協議等を行うため、「奈良市障がい福祉計画策定委員会」の委員を中心とした、「奈良市障がい福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。

協議会は、「奈良市地域自立支援協議会」等と連携をとり、計画の円滑な推進及び進捗管理に努めます。

## 第1節 奈良市障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属	役職
1	山下 憲昭	大谷大学教授	会長
2	櫻井 寛明	奈良市民生児童委員協議会連合会会長	副会長
3	坂下 美恵子	奈良市肢体障害者福祉協会会長	
4	安井 清悟	奈良市肢体不自由児（者）父母の会会長	
5	内藤 恒史	奈良市視覚障害者協会会長	
6	金澤 淳美	奈良市聴力障害者協会会長	
7	小西 英玄	奈良市手をつなぐ親の会会長	
8	三木 照夫	奈良市精神障害者家族会「奈良ともしび会」会長	
9	奥村 元昭	東大寺福祉療育病院長	
10	大島 圭介	バルツァゴードル園長	
11	植村 利彦	奈良県中央こども家庭相談センター所長	
12	富山 恵正	奈良公共職業安定所所長	
13	下岡 久志朗	奈良養護学校校長	
14	榊原 俊彦	奈良東養護学校校長	
15	上田 和利	奈良市社会福祉協議会事務局長	
16	小林 桂子	奈良市地域婦人団体連絡協議会会長	
17	山口 清和	奈良市自治連合会会長	
18	松村 啓子	奈良市ボランティア連絡協議会会長	
19	江崎 真喜	奈良市地域自立支援協議会	

## 第2節 奈良市障がい福祉計画策定委員会設置要領

### （目的及び設置）

第1条 国の定める基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（奈良市障がい福祉計画）を定めるため、奈良市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、奈良市障がい福祉計画の策定に関する事務を所掌する。

### （組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者

（3）その他市長が適当と認める者

### （会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

### （ワーキンググループ）

第6条 奈良市障がい福祉計画の骨子及び原案を作成するため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関する事項は、別に定める。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

### （委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

### 附則

#### （施行期日）

1 この要領は、平成23年6月30日から施行する。

#### （この要領の失効）

2 この要領は、奈良市障がい福祉計画が策定された日限り、その効力を失う。

**第3期奈良市障がい福祉計画 平成24年3月**

発行/奈良市 保健福祉部 障がい福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL : 0742-34-4593 (ダイヤル)

FAX : 0742-34-5080

Eメール : [shougai Fukushi@city.nara.lg.jp](mailto:shougai Fukushi@city.nara.lg.jp)